法　律

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十五号

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成二十八年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「平成三十六年度」を「令和十一年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　この法律による改正後の戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の規定については、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十六号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条の二の十四」を「第六十一条の二の十五」に改める。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第三号の二を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三の二　補完的保護対象者　難民以外の者であつて、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第一条Ａ⑵に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう。

第十八条の二第一項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。

イ　その者が難民条約第一条Ａ⑵に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身体の自由を害されるおそれのあつた領域から逃れて、本邦に入つた者であること。

ロ　その者が迫害を受けるおそれのあつた領域から逃れて、本邦に入つた者であること（イに掲げる者を除く。）。

第十八条の二第二項から第四項までの規定中「の許可」を「の規定による許可」に改める。

第十九条の五第一項第二号中「以下同じ。」の下に「の前日」を加え、同項第四号中「誕生日」の下に「の前日」を加える。

第十九条の十一第一項中「誕生日」の下に「の前日」を加える。

第二十二条の四第一項中「の難民の認定」を「に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定」に、「いずれかの事実」を「事実のいずれか」に改める。

第二十四条第十号中「許可」を「規定による許可」に改め、「取り消されたもの」の下に「又は同条第二項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により補完的保護対象者の認定を取り消されたもの」を加える。

第五十三条第三項第一号中「属する国」の下に「その他その者が迫害を受けるおそれのある領域の属する国」を加える。

第六十一条の二の見出しを「（難民の認定等）」に改め、同条第一項中「により」の下に「難民である旨の認定の」を加え、同条第二項中「法務大臣は」の下に「、第一項の申請をした外国人について」を、「しない」の下に「処分をした」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により補完的保護対象者である旨の認定の申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が補完的保護対象者である旨の認定（以下「補完的保護対象者の認定」という。）を行うことができる。

3　法務大臣は、第一項の申請をした外国人について難民の認定をしない処分をする場合において、当該外国人が補完的保護対象者に該当すると認めるときは、補完的保護対象者の認定を行うことができる。

第六十一条の二に次の一項を加える。

5　法務大臣は、第一項又は第二項の申請をした外国人について、補完的保護対象者の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、補完的保護対象者認定証明書を交付し、同項の申請があつた場合においてその認定をしない処分をしたときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

第六十一条の二の二第一項中「前条第一項の規定により」を削り、「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加え、「同項」を「前条第一項又は第二項」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第二項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を、「処分」の下に「をするとき（同条第三項の規定により補完的保護対象者の認定を行うときを除く。）若しくは補完的保護対象者の認定をしない処分」を加える。

第六十一条の二の三中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加え、「、当該外国人が前条第一項第一号に該当する場合を除き」を削る。

第六十一条の二の四第一項中「の申請」を「又は第二項の申請」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　本邦に上陸した日（本邦にある間に難民又は補完的保護対象者となる事由が生じた者にあつては、その事実を知つた日）から六月を経過した後第六十一条の二第一項又は第二項の申請を行つたものであることが明らかであるとき（やむを得ない事情があるときを除く。）。

第六十一条の二の四第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　次のイ又はロのいずれにも該当しないことが明らかであるとき。

イ　本邦にある間に難民となる事由が生じた場合を除き、その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条Ａ⑵に規定する理由によつて害されるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものであるとき。

ロ　本邦にある間に補完的保護対象者となる事由が生じた場合を除き、その者が迫害を受けるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものであるとき。